

八千代市告示第21号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成25年2月23日から効力を生ずる。)

平成25年2月19日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
堀の内		船尾	新田	1,965の7 1,965の9 1 ,965の11 1,965の12 2 2,030の2 2,064の2 2 ,065~2,067 2,068の 2 2,103の2 2,104~2 ,109 2,110の2 2,14 1の2 2,142 2,143 2 ,144の1 2,144の2 2, 145の2 2,146の2 2,1 73の2 2,174~2,176 2,177の1 2,177の2 2 ,178 2,179の2 2,20 0の2 2,201の3 2,202 の3 2,203の3 2,203の 4 2,204の1 2,204の2 2,205の1 2,205の2 2,244の46~2,244の63

備考 上記の土地の表示は、平成22年12月1日及び平成24年2月7日現在の登記事項証明書並びに平成23年12月21日総務省告示第553号によるものである。